

東京工業大学 課外活動ハンドブック 2019

東京工業大学
学務部学生支援課

2019. 11. 6

目 次

1. 課外活動に関する基本方針	1
2. 緊急連絡フロー	2
3. 飲酒事故の防止	3
4. サークル棟、部室の利用	4
5. 学内施設利用	11
6. 物品の貸出、配布	14
7. 学外課外活動・合宿	16
8. 大学への入構	17
9. 掲示物、立て看板	18
10. サークル部員、役員の変更	19
11. 課外活動団体存続の手続き	20
12. サークル活動資金の援助	21
13. 傷害保険等	22
14. 年間手続きスケジュール	23
15. サークルの規則違反行為について	24
(参考)	
公認サークル一覧	25
サークル棟位置図、配置図	26
東京工業大学課外活動団体に関する申合せ	28
東京工業大学課外活動共用施設使用細則	30

1. 課外活動に関する基本方針

【大学による支援の考え方】

課外活動を活性化することは、自ら学び考えて物事に取り組むことができる人材を養成することを目的としている本学の重要な使命です。

課外活動が持つ意義を踏まえ、本学は各公認サークルの活動内容を継続的に確認し、施設・備品の貸与、財政支援および奨励等を行っています。

多くの学生が課外活動に積極的に参加し、友人・先輩・後輩・教職員とともに充実した学生生活を送り、心身ともに成長していくことを期待しています。

【課外活動の位置付け】

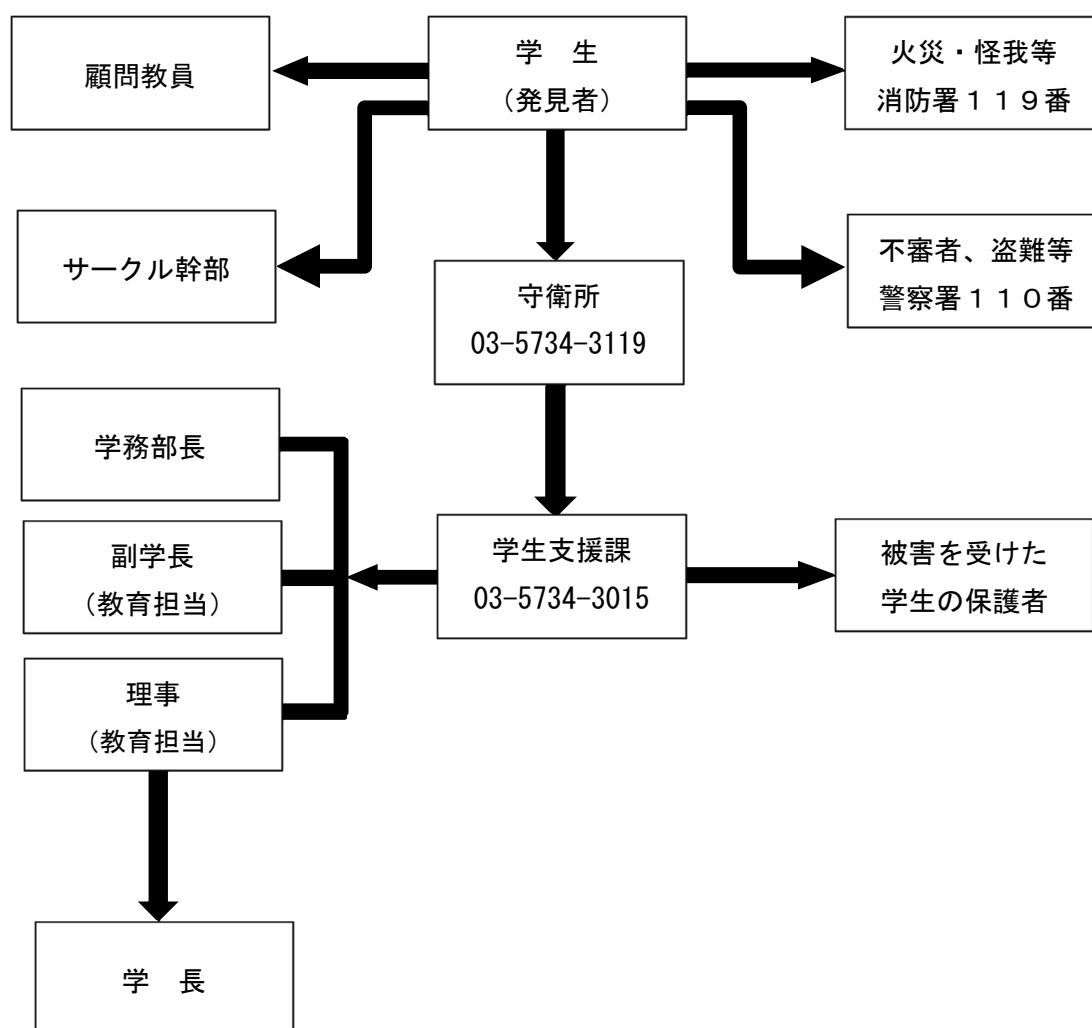
大学生活において、最も力を入れて取り組むべきもののひとつが学業ですが、体育系サークルで心身を鍛えたり、音楽系サークルでコンクールの上位を目指したりするなど大学で学修する大切な経験のひとつです。

課外活動を通して、自主性を養い、友情を培うだけでなく、相手と協調し、役割分担とそれに伴う責任を意識することで、学生が人間的に成長し、社会を構成する一員としての自覚を持つことを本学は期待しています。

大学での課外活動には高度の自主性が求められること、また、これに参加する学生によって自主的、自律的に行われることに教育的意義があると本学では考えており、個々の具体的な活動については、原則として学生自らの判断で対処し、自分自身で責任を負うことになります。

2. 緊急連絡フロー

怪我や火災、物品の破損等、サークル活動には様々な事故の可能性が潜んでいます。安全にサークル活動を楽しむため、これらの事故には十分注意し、日頃から下記の緊急連絡フローを確認しておきましょう。



※事故等（例えば、救急車搬送や火災）が発生した場合、

①「事故・災害等発生報告書」（速報）を作成し、24 時間以内にメール

（jiko@jim.titech.ac.jp）にて総合安全管理部門に顧問教員を通じて報告してください。

②詳細が分かり次第、「事故・災害等発生報告書」（本報告）の提出が必要です。詳しくは、総合安全管理部門の WEB を確認してください。<http://www.gsmc.titech.ac.jp/>

（ページ左上の「事故・事件等（発生報告書様式）」から）

3. 飲酒事故の防止

【飲酒について】

全国の大学において、アルコールに慣れていない新入生への飲酒の無理強いや、イッキ飲みによる死亡事故やアルコール中毒により救急車で病院に運ばれて一命を取り留めたというケースが多発しています。

新入生の多くは未成年であり、法律により飲酒が禁止されています。また、20歳以上のサークル部員についても、飲酒の無理強いやイッキ飲み、自主的な飲み過ぎによる事故が発生しないよう、各サークルの皆さんは、部員に対し万全の注意を呼びかけるとともに、不幸な事故が起こらないようにサークル内での指導を徹底してください。

飲酒の無理強いは傷害罪になりうるとともに、加害者側が莫大な損害賠償を課せられている事例があることに留意してください。

【禁止事項】

- ①未成年の飲酒は禁止。
- ②「イッキ飲み」はしない。
- ③はやす、あおる等の行為を含め、他者に飲酒を強要しない。
- ④自主的に飲み過ぎている人がいる場合は、飲酒をやめさせる。

酔いつぶれた人が出た場合は、絶対にひとりにせず、付き添って介抱。

吐く人を出さないように心掛け、必要に応じ救急要請等の対処。

【飲酒事故が発生したら】

以下のような症状が出ている場合はアルコール中毒の可能性があります。ためらわずに救急車（119番）要請を行うと同時に、同伴者をつけてください。事故発生後の初期対応が特に重要です。決して放ったらかしにはせず、迅速な対処をしてください。

- ・自力で立てない
- ・声をかけたり、顔をたたいても反応が鈍い（ない）
- ・酔いつぶれたまま嘔吐している 等

事故発生後早急に、「事故の当事者の保護者」「顧問やサークル幹部」「学生支援課」へ連絡してください（※参照：P2. 緊急連絡フロー）。

4. サークル棟、部室の利用

皆さんが利用するサークル棟や部室は、大学の大切な資産のひとつです。しかし、火災、ゴミの散乱、施設の破壊、火災、駐輪違反等悲しい出来事が起こっています。後輩に綺麗な状態で引き継ぐ為にも、以下の注意事項を守ってください。

【注意事項】

- 本来の目的以外に使用しない。
- 宿泊しない。
- 学外者を立入らせない。
- 清潔にすることを心がけ、常に整理整頓をする。
- 活動に必要としない物品を持ち込まない。
- 備付けの備品等以外を許可なく持ち込まない。
- 戸締り、電気器具等の点検を確実に行うとともに、自主検査チェック表を毎月学生支援課に提出すること。
- 部室では直火を使用しない（カセットコンロ、炭火等）。
- 赤熱部が露出しているタイプのヒーターは使用しない（ハロゲンヒーター等）。
- 部室の電気容量を超える電気製品は使用しない。
- 空調の温度管理（冷房時室温 28 度程度、暖房時室温 20 度程度）など、節電に努めること。

以上の注意事項を守られていない団体は、退去の対象になります。なお、部室の貸与期間は4月1日から翌年3月31日までの1か年であり、毎年手続きにより更新します。

【部室の時間外利用】

- 部室の使用可能時間は、原則として午前8時30分から午後8時までです。また、日曜日、祝日、年末年始等の構内入構制限期間中は利用できません。
- 大会等で使用時間の延長を希望する場合、日曜祝日に使用する場合は、1週間前まで(土日祝日を除く)に学生支援課に時間外（夜間）使用許可申請書を提出してください。

【サークル棟の掃除当番】

- サークル棟掃除当番表（P8-10）を参照し、一か月ごとに掃除当番を回してください。
- 掃除当番となったサークルは、廊下の清掃、蛍光灯の交換、破損個所の連絡等について責任を持って対応してください。

【部室への荷物送付】

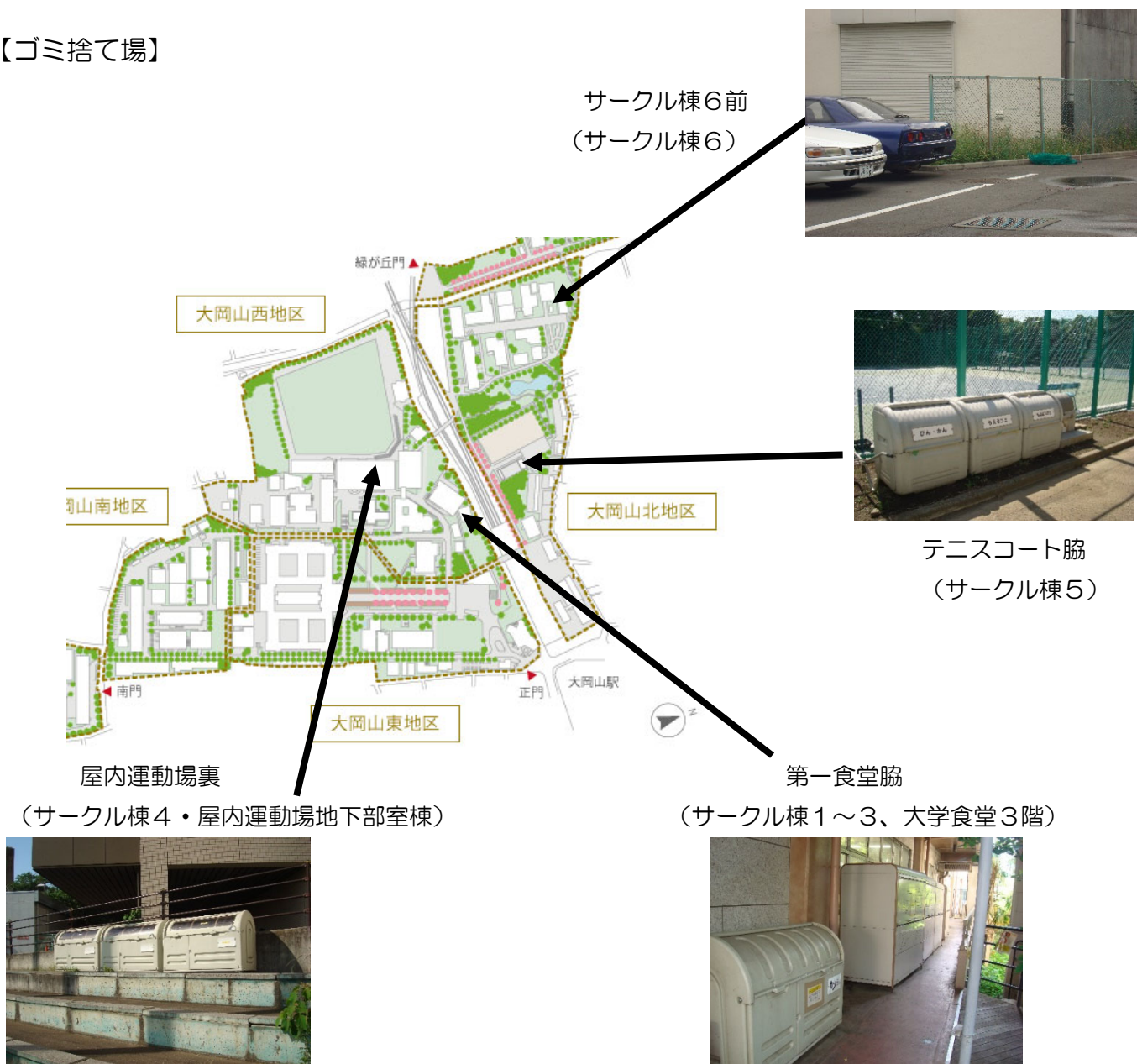
- 学生支援課では原則、サークル宛ての宅配物を受領しません。宅配を利用する場合、部員が在室している時間帯に届くように配達日時を指定してください。
- 届け先住所は以下のとおり記載してください。

〒152-8550 目黒区大岡山2-12-1 東京工業大学 サークル棟名 ○○部屋 ○○様 電話番号
(※参照：P25. 公認サークル一覧)

【ゴミ捨てルール】

- 燃やすゴミ、燃やさないゴミ、瓶、缶に分別し、下記のゴミ捨て場に出してください。
- 危険物（薬品、携帯ガスボンベ等）の処分は、環境・安全推進室（Tel：03-5734-3040、centerhp1@envpro.titech.ac.jp）へ相談してください。
- サークル活動で生じたゴミ類を搬出するためのゴミ袋を学生支援課にて配布しています。サークル名と必要枚数を受付簿に記入の上、受け取ってください。なお、研究室で生じたゴミ類のゴミ袋については、各学院事務室で受け取ってください。
- ゴミを出す際は、袋に建物名、部屋番号、サークル名（「サークルゴミ袋表記一覧」参照）をマジックで書いてから出すようにしてください。

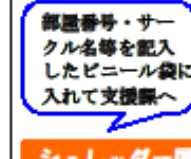
【ゴミ捨て場】



サークル用ゴミ袋は
学生支援課にて
配布しています。

生活系廃棄物分別表（大岡山地区版）

平成30年10月17日現在

白袋	燃やすごみ	 生ごみ	 弁当箱	この3種類は同じ袋で可です。    紙屑 木片 布
黄袋	燃やさないごみ	空のもの  プラスチック類	この3種類は同じ袋で可です。  発泡スチロール	ひもで束ねる    アルミ缶 ガラス片・陶器 かさ
青袋	リサイクル品 (びん 缶類)	つぶさない  飲料缶	 ビン	つぶさない  ペットボトル
	リサイクル品 (古紙)	 段ボール	 コピー用紙	   雑誌類 新聞紙 紙容器包

これらのごみは、指定された袋に郵便番号・サークル名(別紙「サークルゴミ袋表記一覧」参照)を明記し出してください。

これらのごみは、指定された袋に郵便番号・サークル名(別紙「サークルゴミ袋表記一覧」参照)を明記し出してください。

ふたをはずして内容物を空にしてください。
指定された袋に郵便番号・サークル名(別紙「サークルゴミ袋表記一覧」参照)を明記し出してください。

試験ビンは
産業Bへ

これらは、まとめてひもでしばり、出してください。

郵便番号・サークル名等を記入したビニール袋に入れて支援課へ
シュレッダー屑

サークルゴミ袋表記一覧

サークル名	ゴミ袋表記	サークル名	ゴミ袋表記
空手部	屋1 空手	サイクリング部	大3 0 2 サイクリング
心身統一合気道部	屋2 合気道	映画研究部	大3 0 3 映画
剣道部	屋3 剣道	ScienceTechno	大3 0 4 サイテク
柔道部	屋4 柔道	SF研究会	大3 0 5 SF
アメリカンフットボール部	屋5 アメフト	スキー部	大3 0 6 スキー
バドミントン部	屋6 バド	無線研究部	大3 0 7 無線
卓球部	屋7 卓球	天文研究部	大3 0 8 天文
バスケットボール部	屋8 バスケット	英語研究部	大3 0 9 ESS
舞踏研究部	1-1 0 1 舞踏	美術部	大3 1 0 美術
東工大レゴ同好会	1-1 0 2 レゴ	工大祭実行委員会	大3 1 1 工大祭
東工大マジックサークル	1-1 0 2 マジック	硬式野球部	4-4 2 1 A硬式野球
写真研究部	1-1 0 3 写真	準硬式野球部	4-4 2 1 B準硬式野球
水泳部	1-1 0 4 水泳	ゴルフ部	4-4 2 2 Aゴルフ
鉄道研究部	1-1 0 5 鉄道	ソフトテニス部	4-4 2 2 Bソフトテニス
フェンシング部	1-2 0 1 フェンシング	陸上競技部	4-4 2 3 A陸上
ハンググライダー部SYLPH	1-2 0 2 ハンググライダー	サッカー部	4-4 2 3 Bサッカー
山岳部	1-2 0 3 山岳	少林寺拳法部	4-4 2 4 A少林寺
ワンダーフォーゲル部	1-2 0 4 ワンゲル	ハンドボール部	4-4 2 4 Bハンド
溪友会	1-2 0 5 溪友	バレーボール部	4-4 2 5 Aバレー
ヨット部	1-2 0 6 ヨット	ラグビー	4-4 2 5 Bラグビー
端艇部	1-2 0 7 端艇	向岳合唱団	4-4 2 6 向岳
囲碁部	1-3 0 1 囲碁	フォークソング	4-4 2 7 フォーク
将棋部	1-3 0 1 将棋	フットサル部 Tokyo Tech.	4-4 3 1 Aフット
演劇研究部	1-3 0 2 演劇	グライダー部	4-4 3 1 Bグライダー
放送研究会	1-3 0 3 放送	CREATE	4-4 3 2 A CREATE
混声合唱団コール・クライネス	1-3 0 4 コール	国際開発サークル	4-4 3 2 B国際開発
ストリートダンスサークルH20	1-3 0 5 H20	オリエンテーリング部	4-4 3 3 Aオリエン
ロスガラチェロス	2-1 0 1 ロスガラ	ウエイトトレーニング部	4-4 3 3 Bウエイト
モダンジャズ研究会	2-1 0 2 モダン	東工大国際交流学生会SAGE	4-4 3 4 A SAGE
ギター研究会	2-1 0 3 ギター	デザイン研究会	4-4 3 4 Bデザイン
ロック研究会	2-1 0 4 ロック	漫画研究会P-MAN	4-4 3 5 A漫画
管弦楽団	2-2 0 1 管弦	アニメーション研究会	4-4 3 5 Bアニメ
トライアスロン部	3-1 0 1 トライアスロン	ロボット技術研究会	4-4 3 6 ロボット
Meister	3-1 0 2 Meister	弓道部	5 弓道
ジャグてつく	3-1 0 3 ジャグ	硬式庭球部	5 硬式テニス
東洋思想研究会	3-2 0 1 東洋	自動車部	6 自動車
茶道部	3-2 0 2 茶道	BioCreativeStaff	B1・B2-4 2 8 BioCreative
体操部	3-2 0 3 体操	Bio_Wiz	Bio_Wiz
評論クラブ	3-2 0 3 評論	デジタル創作同好会traP	屋traP
新聞部会新聞部	大3 0 1 新聞	アカベラサークルあじわい	あじわい
		プラタナスの会	プラタナス

サークル棟 掃除当番表

下記サイクルで続く。都合が悪い場合は、適宜交換してください。

サークル棟 1・1 階

1 1 月 (2019)	舞踏研究部
1 2 月	マジック・レゴ
1 月	写真研究
2 月	水泳部
3 月	鉄道研究部

サークル棟 1・2 階

1 1 月 (2019)	ワンダーフォーゲル
1 2 月	ヨット
1 月	溪友会
2 月	ボート
3 月	山岳部
4 月	ハンググライダー
5 月	フェンシング

サークル棟 1・3 階

1 1 月 (2019)	コールクライネス
1 2 月	H ₂ O
1 月	囲碁将棋部
2 月	演劇研究部
3 月	放送研究会

サークル棟 2

1 1 月 (2019)	ギター研究会
1 2 月	ロック研究会
1 月	管弦楽団
2 月	ロスガラチェロス
3 月	モダンジャズ研究会

サークル棟 3・1 階

1 1 月 (2019)	ジャグてっく
1 2 月	マイスター
1 月	トライアスロン

サークル棟 掃除当番表

下記サイクルで続く。都合が悪い場合は、適宜交換してください。

サークル棟 3・2 階

1 1 月 (2019)	茶道
1 2 月	評論
1 月	東洋思想
2 月	体操

サークル棟 4・2 階

1 1 月 (2019)	ハンドボール
1 2 月	バレーボール
1 月	ラグビー
2 月	陸上競技
3 月	フォークソング
4 月	硬式野球
5 月	準硬式野球
6 月	ゴルフ
7 月	ソフトテニス
8 月	少林寺
9 月	サッカー
1 0 月	向岳合唱団

サークル棟 4・3 階

1 1 月 (2019)	デザイン
1 2 月	漫画
1 月	アニメーション
2 月	ロボット技術
3 月	国際開発サークル
4 月	グライダー
5 月	クリエイト
6 月	フットサル
7 月	オリエンテーリング
8 月	ウェイトトレーニング
9 月	SAGE

サークル棟 掃除当番表

下記サイクルで続く。都合が悪い場合は、適宜交換してください。

サークル棟5

1 1 月 (2019)	弓道
1 2 月	硬式テニス

屋内運動場地下

1 1 月 (2019)	アメフト
1 2 月	柔道
1 月	剣道
2 月	合気道
3 月	空手
4 月	バスケットボール
5 月	卓球
6 月	バドミントン

大学食堂

1 1 月 (2019)	無線研究部
1 2 月	天文研究部
1 月	英語研究部
2 月	美術部
3 月	工大祭実行委員会
4 月	映画研究部
5 月	新聞部会新聞部
6 月	サイクリング部
7 月	SF 研究会
8 月	スキー部
9 月	Science Techno

5. 学内施設利用

下記の学内施設を利用する場合は、学生支援課への申請が必要です。

【申請方法】

使用を希望する施設に応じて、学内施設予約会または学生支援課窓口にて予約・申請をしてください。学内施設予約会日程は次のページを参照。

施設名	使用時期	確認・予約方法	申請書
アリーナ 武道場 グラウンド ハンドボールコート	当月分	学生支援課窓口の予約表で 空き状況を確認	体育施設使用申込書 (土日祝日を除く1週間前 まで)
	来月分	体育施設予約会にてサークル間調整 →予約表を提出 予約表提出後の追加予約は、学生支援課にて受付	体育施設予約会：予約表 (代表者が提出) 予約表提出後の追加： 体育施設使用申込書 (土日祝日を除く1週間前 まで)
	再来月以降分 (大会等で事前に予 約が必要な場合)	学生支援課にて空き状況を確認し、事前予約を申請	体育施設使用申込書 (土日祝日を除く1週間前 まで)
音楽練習室	当月分のみ予約可	学生支援課にて予約	
70周年記念講堂	1年先まで	大学HP(在学生の方-課外活動・アルバイト-サークル活動)にて空き状況を確認のうえ、学生支援課 (gak_sei@jim.titech.ac.jp)宛に予約メールを送信	講堂使用許可申請書 (予約メール送信後、 使用する1週間前まで)
	1年以上先	学生支援課に相談	
講義室	来月分	前月10日以降、教務Webシステムで予約	講義室使用許可願 (教務課へ、土日祝日を除く3日前まで)
	来月分(教務Webシステム予約解禁前)、再来月以降	教務Webシステムで空き状況を確認し、優先予約を申請	講義室使用優先予約許可願

《使用可能時間(時間内に撤収すること。)》

9:00 ~ 21:00 (アリーナ、武道場)

8:00 ~ 19:00 (グラウンド、ハンドボールコート)

8:30 ~ 21:00 (70周年記念講堂)

※大会等で使用時間の延長を希望する場合は、学生支援課に時間外(夜間)使用許可申請書を提出してください。講堂は時間外の貸し出しを行っていません。

2019年度学内施設予約会、公認サークル連絡会日程

回数	日程	時間	場所
第1回	4月 10日(水)	全公認サークル連絡会: 12:25~13:10 学内施設予約会: サークル連絡会終了後	W541
第2回	5月 8日(水)	学内施設予約会: 12:25~13:00	W242
第3回	6月 5日(水)	学内施設予約会: 12:25~13:00	W242
第4回	7月 3日(水)	学内施設予約会: 12:25~13:00	W242
第5回	8月 7日(水)	学内施設予約会: 12:25~13:00	W242
第6回	9月 4日(水)	学内施設予約会: 12:25~13:00	W241
第7回	10月 2日(水)	学内施設予約会: 12:25~13:00	W242
第8回	11月 6日(水)	全公認サークル連絡会: 12:25~13:00 学内施設予約会: サークル連絡会終了後	W521
第9回	12月 4日(水)	学内施設予約会: 12:25~13:00	W242
第10回	1月 8日(水)	学内施設予約会: 12:25~13:00	W242
第11回	2月 5日(水)	学内施設予約会: 12:25~13:00	W242
第12回	3月 4日(水)	学内施設予約会: 12:25~13:00	W241

注意！場所に変更が発生しています。

*4月と11月は全公認サークル参加必須です。

該当する回に、各サークルから代表者最低1名以上、ご出席ください。

【注意事項】

サークル棟や体育館等をはじめとする学内施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ・ゴミは放置しない。部室をはじめ、サークル棟内の整理整頓を心がける。
- ・水道にカップ麺等の食べ残しを流さない。
- ・使用時間を厳守する。
- ・火気の取扱いに注意する。
- ・施設設備、備品等を無断で移動、改廃、新設しない。
- ・施設設備、備品等の破損又は盗難等異常を発見したときは、学生支援課に届け出る。

【共用施設の時間外利用】

共用施設を夜間（午後8時～翌日の朝8時30分）、日曜祝日に使用する場合は、事前に学生支援課への申請が必要です。

課外活動共用施設（部室）時間外・休日使用許可願（顧問教員の自署または押印が必要）を1週間前まで(土日祝日を除く)に学生支援課へ提出してください。

【鍵の貸出】

音楽練習室、70周年記念講堂、サークル棟等の鍵は学生支援課で貸出をしています。身分証明書（学生証等）をお持ちのうえ、学生支援課窓口にて鍵を借りてください。

6. 物品の貸出、配布

(1) 学生支援課管理の貸出物品を使用したい場合は、先着順で貸与しますので、早めに申請するようにしてください。

【申請方法】

- ①事前に学生支援課窓口にて物品貸出簿に記入
- ②貸出日になったら、学生支援課へ物品を取りにくる。(返却日時は厳守すること。)

【学生支援課 貸出物品】(2019年4月現在)

番号	物 品 名	数 量
1	ドラムコード	2
2	プロジェクター	3
3	ホワイトボード	2
4	マイクスピーカー(マイク付き)	3
5	講堂専用マイク(赤外線ハンドマイク)	3
6	講堂専用マイク(有線マイク)	2
7	長机	18
8	折りたたみ椅子	300
9	台車	3

(2) 財産管理グループ(主計課)の貸出物品を使用したい場合は、学生支援課への申請が必要です。

【使用手順】

- ①事前に財産管理グループ(03-5734-2306)へ電話し、利用許可をとる。
- ②物品借用申込書を2日前まで(土日祝日を除く)に学生支援課窓口へ提出。
- ③学生支援課確認後、返却された物品借用申込書を財産管理グループへ提出。
(返却日時は厳守すること。)
- ④貸出日 8:30~12:00、13:30~17:00の間に事前連絡の上、物品を取りに行く。
- ⑤返却日 8:30~12:00、13:30~17:00の間に事前連絡の上、物品を返却に行く。

【注意事項】

- ・大きな物を返却する場合は、倉庫まで運び入れるため必ず複数人で行くこと。
- ・丁寧に使用すること。

※使用方法や使用手順が順守されない場合、貸出停止となります。

【財産管理グループ 貸出物品】(2018年1月現在)

番号	物 品 名	数 量
1	長机	43
2	椅子	146
3	折りたたみ椅子	30
4	立て看板(特)	1
5	立て看板(大)	12
6	立て看板(中)	3
7	立て看板(小)	1
8	案内板(縦)	10
9	案内板(横)	15
10	案内板(長)	15
11	案内板(短)	15
12	パネル	53
13	パネル用ポール	91
14	パネル用脚	91
15	パネル(穴あき)	9
16	テント(大)	3
17	テント(中)	2
18	テント(小)	3
19	テントおもしろ	20
20	トランシーバー	8

番号	物 品 名	数 量
21	網台車	1
22	コーン	42
23	コーンおもしろ	100
24	コーンキャップ	50
25	チェーン	2
26	コーンサイン(立入禁止)	9
27	コーンサイン(駐車禁止)	8
28	コーンサイン差し込み(駐車禁止)	7
29	うま(立入禁止)	6
30	コーンバー	16
31	マイクセット	1
32	はしご兼脚立	2
33	延長コード	6
34	ベルトパーティション	10
35	組立式スクリーン	1
36	リヤカー(大)	1
37	リヤカー(小)	1
38	ホワイトボード(大)	1
39	ホワイトボード(小)	4

7. 学外課外活動・合宿

学外において、練習に参加、試合・大会出場、合宿等の課外活動を実施する場合は、事前に申請が必要です。また、過度な危険をとまなうものであると学生支援課にて判断した場合には、詳細資料の提出をお願いすることがあります。

【申請方法】

下記書類を1週間前まで(土日祝日を除く)に学生支援課へ提出してください。事前に届出がない場合、傷害保険等が適用されない場合があるので、十分注意してください。

- ①合宿・学外課外活動届（顧問教員の自署または押印が必要）
- ②参加者名簿（学籍番号、氏名、所属、住所、電話番号、E-mail）

8. 大学への入構

(1) サークル活動に伴う車両の入構

機材の搬入などで車両の入構が発生する場合、事前に申請が必要です。

【申請方法】

入構日時、入構車両に応じて、守衛所または学生支援課に提出してください。

入構種別	提出書類、申請方法	提出先	提出期限
平日 7 時～19 時	臨時自動車入構申込書（顧問教員の押印要）	守衛所	入構時に提出
平日 19 時～7 時、 休日	①(休日・時間外)臨時車両入構許可願 ②臨時自動車入構申込書（顧問教員の押印要）	①学生支援課 ②守衛所	①2日前（土日祝日除く） ②入構時に提出
バスの入構 月～土（祝日除く） 7 時～19 時	① 財産管理グループに事前連絡 (03-5734-2306) して仮予約 ② 大型バス等臨時駐車願	学生支援課	①大型バス等臨時駐車願を 提出する前 ②2日前（土日祝日除く）

【注意事項】

入構した日から日付を跨いで構内に駐車することは出来ません。やむを得ない理由で、数日に渡る駐車を希望する場合は、事前に学生支援課までご相談ください。

平日 19 時～7 時に入構する場合、「(休日・時間外)臨時車両入構許可願」には、その理由を明記するようにしてください。

例：翌朝の出発が早いいため前日に荷物を搬入しておかないと間に合わない 等

(2) 学外者の入構

大会、合同練習等で学外者が入構する場合、事前に申請が必要です。

【申請方法】

学外者（団体）入構・学内施設使用許可願（顧問教員の自署または押印が必要）を 1 週間前まで（土日祝日を除く）に学生支援課へ提出してください。

9. 掲示物、立て看板

大会開催等で学内に掲示を行う場合、事前に学生支援課へ申請が必要です。無断で掲示を行うことは出来ません。

【申請手順】

- ①学内掲示・立看板設置等許可願を学生支援課に提出。
- ②立看板の内容が分かる原稿（写）をあわせて提出。
- ③掲示許可の場合、掲示許可日の押印された付箋紙を受領。
- ④掲示許可の押印された付箋紙を立て看板の表側に貼る。
- ⑤立て看板の設置許可期間が終了または、必要がなくなった場合、速やかに撤去。

【注意事項】

- ・設置許可期間は、原則として2週間以内です。掲示許可期間が終了したら、速やかに撤去してください。
- ・設置可能場所は、70周年記念講堂裏手道路の両側桜並木エリアまたは西8号館3階正面入り口横の生協第2食堂前スロープ鉄柵エリアです（下図の赤枠部分）。



10. 構成員名簿の提出

(1) 部員の加入、脱退

部員が加入または脱退した場合、変更後1週間以内に「構成員名簿」を学生支援課へデータ提出してください。

【注意事項】

- ・個人情報になりますので、メールで提出の際はパスワードを付けてください。
- ・電子データは大学指定の書式で作成し、Excel ファイルで提出してください。(PDF ファイルでの提出は認めません)
- ・部員名簿に記載のない学生は、「学生教育研究災害傷害保険」の適用が受けられないだけでなく、様々な不都合が生じます。

(2) 顧問教員、サークル役員の変更

顧問教員やサークル役員が変更になった場合、変更後1週間以内に「役員交代届」を学生支援課へデータ提出してください。

(3) 連絡人の選任

- ・「構成員名簿」の役職欄に、部長、副部長または連絡人を定めて記入してください。連絡人は、学生支援課からの連絡事項を、所属サークル内（部長・副部長等役職者含む）に周知する役目を負う重要な役割を担うことになります。
- ・サークルへの通知等には電子ファイルを添付して送付することが多いので、申告するメールアドレスは携帯電話会社のものは控えてください。
- ・連絡人と部長を兼職したり、連絡人を複数選任しても構いません。

【注意事項】

- ・学生支援課からの連絡には、学生支援課生活支援グループのグループアドレス(gak.sei@jim.titech.ac.jp)が使用されます。
- ・学生支援課からは、原則として連絡人にのみ、各公認サークル宛でのメールを送付します。ただし、個人的案件については個人あてに連絡されることがあります。
- ・サークル団体から学生支援課に連絡する際は、上記のグループアドレス宛にメール送信してください。

1 1. 課外活動団体存続の手続き

公認サークルとして活動の継続を希望する場合、毎年、期限内に存続の手続きをする必要があります。

この継続申請の認定を受けることによって、部室等の課外活動共用施設、その他学内の諸施設・設備の利用及び課外活動用具等を利用することができます。期日までに課外活動団体継続認定申請書及び部室継続使用申請書の提出が提出されなかった場合、特別の事情がない限り、そのサークルは解散したものとみなし、以後部室の使用は認めないものとします。

【スケジュール】

《お知らせ》 ⇒ 《提出》 ⇒ 《存続の承認》
3月中旬頃 4月上旬頃

【書類配布】案内と各種申請書を各団体にメールにて配布します。

【提出書類】①課外活動団体継続認定申請書

②構成員名簿

③前年度収支報告書

④部室継続使用申請書

【提出方法】①から③：メール添付で送信してください。メールの件名及びファイル名は、サークル番号（2桁、案内を参照）にサークル名を付けることとし、例のとおり記入してください。

（例）メールの件名：76.〇〇〇〇部（継続申請）

ファイル名：76.〇〇〇〇部（継続申請）、（構成員名簿）または（収支報告）

④：紙媒体をサークル代表者及び顧問教員の押印（自署した場合は押印不要）の上、学生支援課に提出してください。

【その他】公認サークルとして活動を廃止する場合、学生支援課に廃部届を事前に提出してください。

12. サークル活動資金の援助

(1) サークル寄附金

東工大基金を通じて、各サークル宛てにサークル寄附金をいただいています。サークル寄附金を使って物品を購入する場合は、学生支援課に申請が必要です。

【申請方法】

下記書類を学生支援課へ提出してください。

- ・サークル援助金による物品購入依頼書（顧問教員の自署または押印が必要）
- ・購入希望先（発注業者）から取り寄せた見積書

【注意事項】

- ・依頼から納品まで、約 1 か月かかる場合もあります。余裕をもって申請してください。

(2) 課外活動援助金

①遠征援助

地区予選等を経て全国・世界的規模の大会に参加するための遠征費を援助します。学生支援課に申請が必要です。

【申請方法】

下記書類を学生支援課へ提出してください。

- ・課外活動援助金申請書
- ・大会パンフレットの写し（大会名、会場、日時の分かるもの）
- ・大会成績表または表彰状の写し
- ・遠征費、参加費等の領収書の写し

【注意事項】

- ・援助金の支給には審査があります。
- ・毎年12月頃、連絡人にメールで申請方法をお知らせします。

②奨励援助

大会、コンクールへ参加し、一定の成績を収めた団体に対して奨励費を支給します。サークルから提出される前年度の活動実績に基づき、支給対象を決定します。

1 3. 傷害保険等

(1) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

本学では、入学手続き時に全員加入することになっている保険です。課外活動で怪我をした時でも、条件に当てはまる場合は補償を受けることができます。不幸にも課外活動中に怪我、事故等にあってしまった場合、学校施設内外を問わず、保険金を請求することができます。請求書は学生支援課にあります。

【課外活動中の補償内容】

死亡保険金	1,000 万円
後遺障害保険金（最高）	1,500 万円
医療保険金（30 万円まで）	治療日数 14 日以上
入院加算金（180 日を限度）	1 日につき 4,000 円

【課外活動中に傷害を被った場合】

- ①学生支援課に「事故報告書」を提出する。（事故から 30 日以内。30 日を過ぎた場合、「遅延理由書」が必要になります。）
- ②保険会社に WEB から事故通知を学生から行います。
- ③治療終了後、学生支援課で「保険金請求書」「治療状況報告書」を受け取る。
- ④「保険金請求書」および「治療状況報告書」を記入後、「診察券（写）」または「領収書（写）」、「診断書」を学生支援課へ提出。（顧問教員の押印要）
- ⑤請求書類提出から 30 日以内に保険金振込。

【注意事項】

- ・治療日数が、14 日以上の場合に保険金が支払われます。ただし、着脱不可能なギブスによる固定等、日常生活に著しい支障がある期間は、通院しなくても治療日数に含まれることがあります。
- ・入院の場合は 1 日目から支払われます。
- ・1 回の事故による傷害が対象です。スポーツの繰り返しで同部位を傷められて生じる傷害（スポーツ傷害）等は、保険の対象外です。
- ・診断書は、治療費が 10 万円を超える場合または、入院した場合に必要となります。

(2) スポーツ安全保険

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動を行う社会教育関係団体が加入できる保険です。スポーツ系・文化系を問わず加入できます。

課外活動中の賠償責任事故（学研賠では対象外）にも対応しているため、加入を強くお勧めします。詳細は、「スポーツ安全協会」WEB で確認してください。

→ <http://www.sportsanzen.org/>

14. 年間スケジュール

大まかなスケジュール及び公認サークル対象のイベントは以下のとおりです。ここに書かれていない項目については、公認サークルごとに必要に応じて追加してください。

年間手続きスケジュール	
4月	・課外活動存続の手続き→P.20
5月	
6月	
7月	・メンバーが増えたら…構成員名簿提出→P.19
8月	・夏合宿をするなら…学外課外活動・合宿届の提出→P.16
9月	
10月	
11月	・代変わりしたら…役員交代届提出→P.19
12月	
1月	・課外活動援助金の申請→P.21
2月	
3月	・新歓に向けて…掲示物、立て看板の申請→P.18 ・課外活動存続の手続き→P.20

15. 規則違反行為について

公認サークルまたはその構成員が、サークル活動に関連して学生の懲戒等に関する規程、課外活動共用施設使用細則などに反する行為や公序良俗に反する行為などをした場合、公認サークル全体の連帯責任として、ペナルティを科す場合があります。

以下に違反行為やペナルティの例を列挙します。

	違反内容	ペナルティ内容			
		懲戒 処分	改善案 提出	注意 処分	備 考
1	教室の無断使用	●	●		
2	教室機器の無断使用	●	●		
3	教室使用ルール違反（飲食、貼り紙等）		●	●	
4	教室の他団体への又貸し	●	●		恒久的に教室使用禁止
5	学内施設への不正侵入	●	●		
6	ダミー団体による施設予約	●	●		恒久的に教室使用禁止
7	鍵の紛失		●	●	自費で作成し返却
8	故意または過失による施設、物品の汚損		●	●	自費で修繕、最長6か月の利用停止
9	物品の又貸し		●	●	最長6か月の利用停止
10	休業日、時間外の施設利用		●	●	
11	許可時間外の音出し		●	●	
12	懇親会等での未成年者の飲酒	●	●		
13	懇親会等での飲酒強要、イッキ飲み	●	●		
14	過失による火災事故	●	●		
15	指定された場所以外での火気の使用	●	●		
17	指定された場所以外での喫煙	●	●		
18	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の危険行為	●	●		
19	夜間の騒音等による近隣への迷惑行為		●	●	
20	大学外での迷惑行為	●	●		
21	禁止場所への掲示物の掲示		●	●	原状回復
22	許可期限の切れた掲示物の掲示			●	原状回復
23	各種提出物の締め切り違反			●	
23	その他軽微なルール違反			●	
24	上記違反内容の繰り返し	●	●		

(参考)

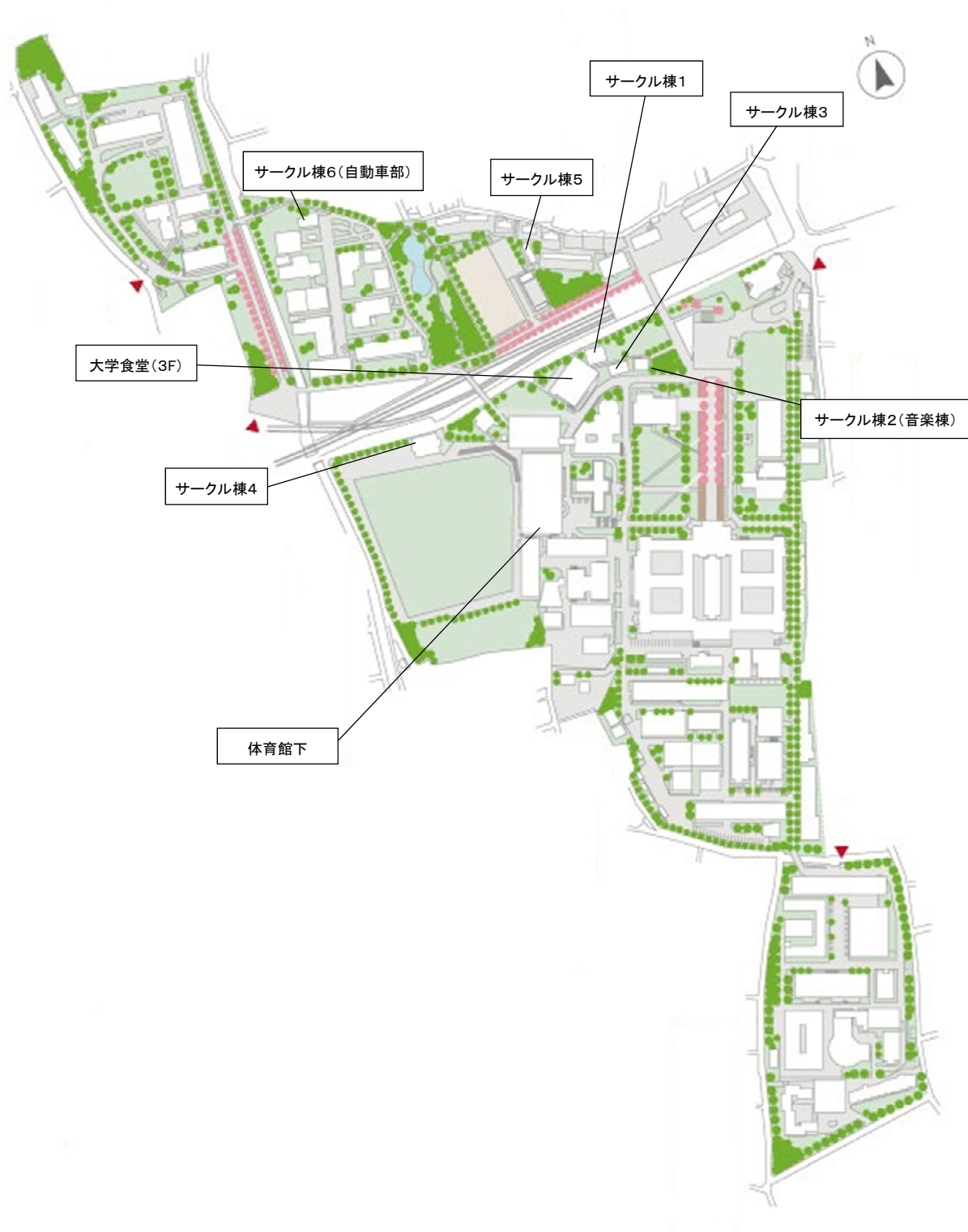
公認サークル一覧

番号	名称	区分	サークル棟	室番号
1	合気道部	体育系	体育館地下	B02
2	アカペラサークルあじわし	文化系	-	-
3	アニメーション研究会	文化系	サークル棟4	435B
4	アメリカンフットボール部	体育系	体育館地下	B05
5	囲碁部	文化系	サークル棟1	301
6	ウェイトトレーニング部	体育系	サークル棟4	433B
7	映画研究部	文化系	大学食堂	303
8	英語研究部(ESS)	文化系	大学食堂	309
9	SF研究会	文化系	大学食堂	305
10	演劇研究部	文化系	サークル棟1	302
11	オリエンテーリング部	体育系	サークル棟4	433A
12	空手部	体育系	体育館地下	B01
13	管弦楽団	文化系	サークル棟2	201
14	ギター研究会	文化系	サークル棟2	103
15	弓道部	体育系	サークル棟5	101・102
16	グライダー部	技術系	サークル棟4	431B
17	Create	技術系	サークル棟4	432A
18	溪友会	体育系	サークル棟1	205
19	剣道部	体育系	体育館地下	B03
20	向岳合唱団	文化系	サークル棟4	426
21	硬式庭球部	体育系	サークル棟5	103・104
22	硬式野球部	体育系	サークル棟4	421A
23	工大祭実行委員会	文化系	大学食堂	311
24	コールクライネス	文化系	サークル棟1	304
25	国際開発サークル	文化系	サークル棟4	432B
26	国際交流学生会SAGE	文化系	サークル棟4	434A
27	ゴルフ部	体育系	サークル棟4	422A
28	サイクリング部	体育系	大学食堂	302
29	ScienceTechno	技術系	大学食堂	304
30	サッカー部	体育系	サークル棟4	423B
31	茶道部	文化系	サークル棟3	202
32	山岳部	体育系	サークル棟1	203
33	自動車部	技術系	サークル棟6	101・102
34	ジャグてっく	文化系	サークル棟3	103
35	写真研究部	文化系	サークル棟1	103
36	柔道部	体育系	体育館地下	B04
37	準硬式野球部	体育系	サークル棟4	421B
38	将棋部	文化系	サークル棟1	301
39	少林寺拳法部	体育系	サークル棟4	424A
40	新聞部	文化系	大学食堂	301
41	水泳部	体育系	サークル棟1	104

番号	名称	区分	サークル棟	室番号
42	スキー部	体育系	大学食堂	306
43	ストリートダンスサークルH2O	体育系	サークル棟1	305
44	ソフトテニス部	体育系	サークル棟4	422B
45	体操部	体育系	サークル棟3	203東
46	卓球部	体育系	体育館地下	B07
47	端艇部	体育系	サークル棟1	207
48	デザイン研究会	文化系	サークル棟4	434B
49	デジタル創作同好会traP	技術系	-	-
50	鉄道研究部	文化系	サークル棟1	105
51	天文研究部	文化系	大学食堂	308
52	東洋思想研究会	文化系	サークル棟3	201
53	トライアスロン部	体育系	サークル棟3	101
54	Bio wiz	技術系	-	-
55	Bio Creative Staff	技術系	-	-
56	バスケットボール部	体育系	体育館地下	B08
57	バドミントン部	体育系	体育館地下	B06
58	バレーボール部	体育系	サークル棟4	425A
59	ハンググライダー部	体育系	サークル棟1	202
60	ハンドボール部	体育系	サークル棟4	424B
61	美術部	文化系	大学食堂	310
62	評論クラブ	文化系	サークル棟3	203西
63	フェンシング部	体育系	サークル棟1	201
64	フォークソングサークル	文化系	サークル棟4	427
65	フットサル部	体育系	サークル棟4	431A
66	舞踏研究部	体育系	サークル棟1	101
67	ブラタナスの会	文化系	-	-
68	放送研究会	文化系	サークル棟1	303
69	Meister	技術系	サークル棟3	102
70	マジックサークル	文化系	サークル棟1	102
71	漫画研究会(P漫)	文化系	サークル棟4	435A
72	無線研究部	技術系	大学食堂	307
73	モダンジャズ研究会	文化系	サークル棟2	102
74	ヨット部	体育系	サークル棟1	206
75	ラグビー部	体育系	サークル棟4	425B
76	陸上競技部	体育系	サークル棟4	423A
77	レゴ同好会	文化系	サークル棟1	102
78	ロス・ガラチェロス	文化系	サークル棟2	101
79	ロック研究会	文化系	サークル棟2	104
80	ロボット技術研究会	技術系	サークル棟4	436
81	ワンダーフォーゲル部	体育系	サークル棟1	204

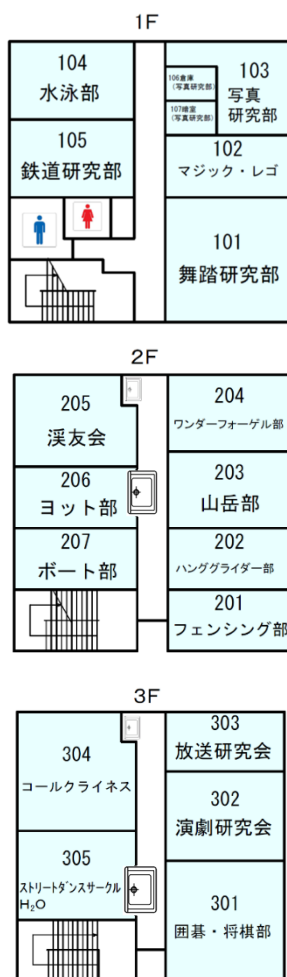
*2019年現在

サークル棟位置図

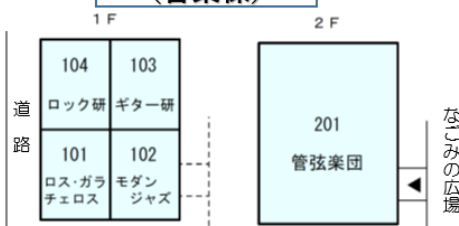


サークル棟配置図

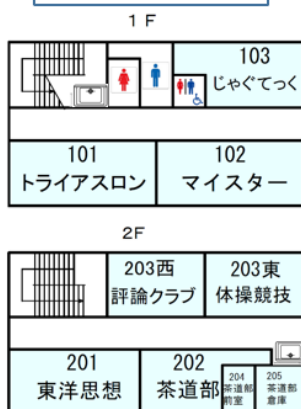
サークル棟 1



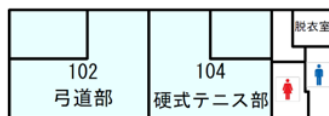
サークル棟 2 (音楽棟)



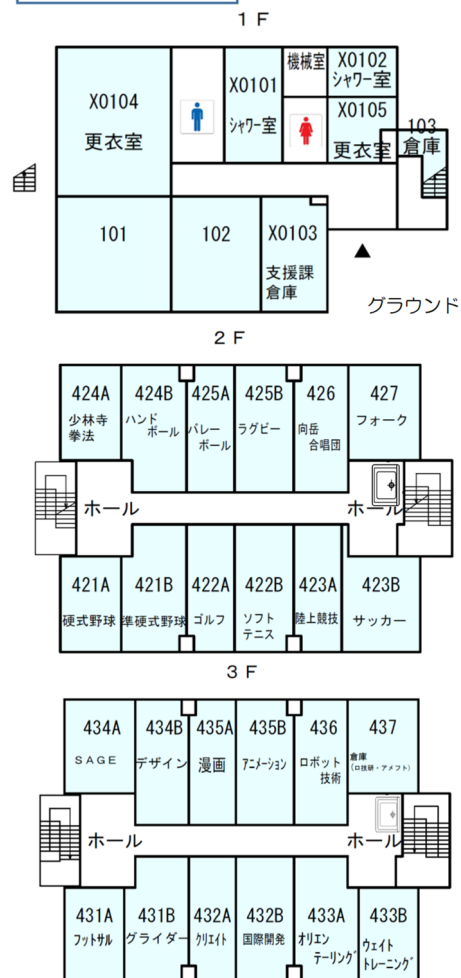
サークル棟 3



サークル棟 5



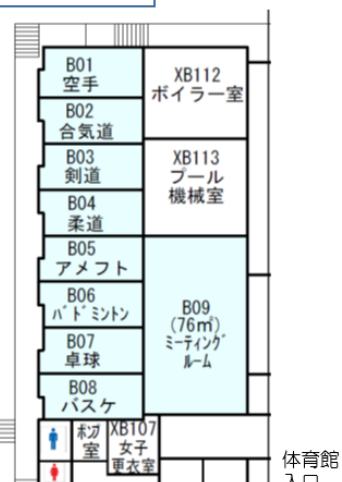
サークル棟 4



大学食堂



体育館下



○東京工業大学課外活動団体に関する申合せ

平成 16 年 4 月 1 日

学長裁定

改正 平 17.10.24, 平 24.4.6, 平 24.11.19, 平 28.3.4, 平 29.2.3

(目的)

第 1 条 この申合せは、東京工業大学（以下「本学」という。）における課外活動を振興し、その円滑な発展に資するため、適正な援助を行うとともに、課外活動に関し学生の意向を反映させることを目的とする。

(団体の認定基準)

第 2 条 課外活動団体として認定されるためには、次の各号の条件を満足する必要がある。

- 一 本学の教育目的に添うものであること。
- 二 課外活動を目的として組織されたものであること。
- 三 5 名以上で組織され、一定の計画のもとに日常的に活動が行われていること。
- 四 顧問教員が置かれ、指導助言が行われていること。

(認定の効果)

第 3 条 本学が課外活動団体と認めた場合は、次に定める効果を有するものとする。

- 一 本学の名称を冠して学外の団体に加入し諸活動を行うこと。
- 二 課外活動共用施設その他学内の諸施設・設備の利用及び課外活動用具の貸与等の便宜供与を享受すること。
- 三 学外諸施設を利用する場合の割引制度を享受すること。

(認定)

第 4 条 課外活動団体の認定は、教育・国際連携本部会議の議に基づき学長が指名する理事・副学長（以下「理事・副学長」という。）が行う。

2 第 2 条に定める認定基準の条件を欠くときは、認定を解除する。この場合、前項を準用する。

(認定の手続)

第 5 条 新たに課外活動団体として認定を受けようとするときは、次の事項を記載した課外活動団体設立認定申請書（別紙様式第 1 号）を提出しなければならない。

- 一 団体の名称、目的及び活動内容
- 二 発起人、責者及び構成員の氏名、学籍番号
- 三 学外の連盟等への加入希望の有無
- 四 顧問教員の氏名及びその承諾印

(認定の解除等)

第 6 条 認定を受けた課外活動団体又はその構成員が、東京工業大学学生の懲戒等に関する規程（平成 24 年規程第 1 号）第 3 条に定める行為を行った場合は、当該課外活動団体に対し、次の各号に掲げる処分を行うことができる。この場合の手続きについては、別に定める。

- 一 認定の解除
- 二 課外活動の停止

三 訓告

(継続申請)

第7条 年度を超えて課外活動団体がその活動を継続する場合の継続の承認は、理事・副学長が行う。

2 継続しようとする課外活動団体は、次の事項を記載した課外活動団体継続認定申請書（別紙様式第2号）をその年度の5月末日までに提出しなければならない。

一 団体の名称、目的及び活動内容

二 責任者及び構成員の氏名、学籍番号

三 学外の連盟等への加入の有無

四 顧問教員の氏名及びその承諾印

五 前年度までの活動結果報告書

3 期日までに継続申請書が提出されなかった場合は、特別の事情がない限り、その団体は解散したものとみなす。

(疑義が生じた場合)

第8条 課外活動に関し疑義が生じた場合は、教育・国際連携本部会議の議に基づき理事・副学長が定める。

(事務)

第9条 課外活動団体に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

附 則

1 この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本学が認定している課外活動団体については、第5条に定める認定の手続を経たものとする。

附 則（平17.10.24）

この申合せは、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平24.4.6）

この申合せは、平成24年4月6日から施行し、改正後の東京工業大学課外活動団体に関する申合せの規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平24.11.19）

この申合せは、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平28.3.4）

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平29.2.3）

この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

○東京工業大学課外活動共用施設使用細則

平成 16 年 4 月 1 日

細則第 28 号

改正 平 17 細 10, 平 24 細 4

(趣旨)

第 1 条 この細則は、東京工業大学課外活動共用施設使用規則（平成 16 年規則第 126 号）第 5 条の規定に基づき、東京工業大学課外活動共用施設（以下「共用施設」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

(使用目的)

第 2 条 共用施設は、東京工業大学学生の課外活動の機能を果たすために使用することを目的とする。

(管理責任)

第 3 条 共用施設の管理責任者は、学長が指名する理事・副学長（以下「理事・副学長」という。）とする。

2 共用施設の鍵の管理は、学務部学生支援課において行う。

(用途)

第 4 条 共用施設は、課外活動サークル（以下「サークル」という。）が共同で使用するものであって、その施設及び用途は次のとおりとする。

- 一 器具保管庫 サークルが保有する各種器具、資料等を整理保管するために使用する。
- 二 資料作成室 資料の印刷、作成及び編集等のために使用する。
- 三 集会室 会議、研究会、談話会等のために使用する。
- 四 練習室 演劇、音楽等の練習のために使用する。
- 五 和室 主として茶道、囲碁、将棋等を行うために使用する。
- 六 制作作業室 美術、演劇等の制作、作業のために使用する。
- 七 暗室 現像、焼付けを行うために使用する。

(使用時間等)

第 5 条 共用施設の使用時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 8 時までとする。ただし、理事・副学長が予め必要と認めた場合は、延長を許可することがある。

2 共用施設の使用は、次に掲げる日は原則として認めない。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- 三 年末、年始等の構内入構制限期間中

3 前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、理事・副学長が必要と認めた場合は使用を許可することがある。

(使用区分)

第 6 条 共用施設は、これを常時使用と定時使用の施設に区分する。

2 常時使用の施設は、次のとおりとする。

器具保管庫、資料作成室

3 定時使用の施設は、次のとおりとする。

集会室，練習室，和室，制作作業室，暗室

（使用手続）

第7条 共用施設を使用しようとするサークルは，毎学期所定の期日までに所定の様式により願い出て使用の許可を得なければならない。

（使用の条件）

第8条 共用施設を使用する者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 使用目的以外の用途に使用し，又は転貸しないこと。
- 二 学外の団体のみに利用させないこと。
- 三 使用時間を厳守すること。
- 四 火気の取扱いに注意し，備付けの器具以外は使用しないこと。
- 五 施設設備，備品等を無断で移動，改廃，新設しないこと。
- 六 掲示その他これに類するものは，所定の場所以外に行わないこと。
- 七 施設設備，備品等の破損又は盗難等異常を認めたときは，速やかに所定の様式により理事・副学長に届け出ること。
- 八 使用場所の清掃，整頓に努め，使用後は消灯，戸締りに注意すること。
- 九 暗室における廃液の処理については，「東京工業大学の研究室等における廃棄物の取扱要領」に従うこと。
- 十 その他使用に当たっては，係員の指示事項を厳守すること。

（使用の停止又は禁止）

第9条 この細則に違反した場合は，共用施設の使用を停止又は禁止することがある。

（弁償責任）

第10条 使用者が，施設設備，備品等を故意又は過失により滅失破損したときは，弁償しなければならない。

第11条 この細則に定めるもののほか，共用施設の使用に関し必要な事項は，理事・副学長が定める。

附 則

この細則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則（平17.10.24細10）

この細則は，平成17年11月1日から施行する。

附 則（平24.4.6細4）

この細則は，平成24年4月6日から施行し，改正後の東京工業大学課外活動共用施設使用細則の規定は，平成24年4月1日から施行する。

2019年11月

学生支援課生活支援グループ

Tel : 03-5734-3015

e-mail : gak.sei@jim.titech.ac.jp